

3. 住民税のあらまし

(1) 世田谷区で課税される方

住民税は、1月1日現在の住所地で、前年の1月から12月までの1年間の所得に基づいて課税されます。

(2) 住民税とは

住民税には、特別区民税（市町村民税）と都民税（道府県民税）があり、これらを合わせて区（市町村）で課税し、納めていただきます。
*東京23区は「特別区」のため、市町村民税のことを「特別区民税」といいます。

(3) 均等割と所得割

特別区民税と都民税には、「均等割」と「所得割」があります。
○均等割…前年中に一定額以上の合計所得金額がある場合、一律に課税されます。
○所得割…前年中の所得に応じて計算された税額です。

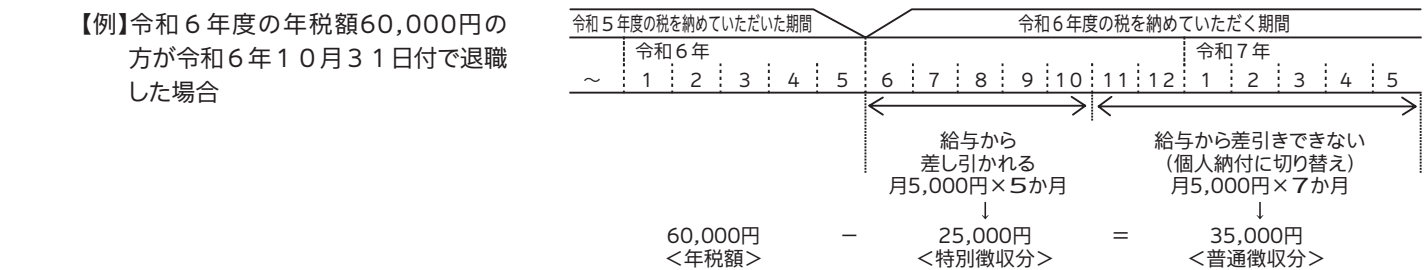
4. よくあるお問い合わせ

(1) 給与から住民税が差引き（特別徴収）されている方へ

主な給与所得以外に他の所得（従たる給与所得・配当所得・不動産所得・譲渡所得等）がある方は、主な給与所得と他の所得を合算して **サ 年税額** (⑮) を計算し、**主な給与所得のみで計算した特別徴収額** (⑯) を差し引いて、残った**住民税額** (⑮－⑯) を**個人納付** (⑱) として納税通知書をお送りしています。
ご希望により、個人納付分の住民税額を特別徴収額に加算することが可能ですので、納期限前までに課税課へご連絡ください。

(2) 退職された方へ

給与からの特別徴収で納税する場合、住民税（特別区民税・都民税・森林環境税）を、6月から翌年の5月までの12回に分けて、給与から差し引きます。退職、休職、転職等により、住民税を給与から差し引くことができなくなった場合は、勤務先からの届け出により、普通徴収の方法に切り替えて、個人で納めていただきます。
*令和6年5月以前に退職された方は、令和6年度の住民税は給与から差し引くことができませんので、全額普通徴収の方法により納めていただきます。
*再就職された場合は、新しい勤務先からお手続きいただくことにより、納期限前の普通徴収分を特別徴収に切り替えることができます。手続きの方法については、課税課または再就職先の給与担当の方へお問い合わせください。



(3) 世田谷区から転出された方へ

1月1日に世田谷区にお住まいの方は、1月2日以降に世田谷区外へ転出された場合でも、その年度の住民税は全額世田谷区に納めていただきます。転出先の区市町村で住民税が課税されることはありません。

(4) 公的年金から住民税が差引きされる方へ

公的年金から住民税が差し引かれている方の説明は5頁の6をご覧ください。

*変更事由欄に今回納税通知書を送付する理由を記載しています。記載内容をご確認ください。

5. 納税通知書見本とその内容

～色の付いている項目が今回の通知の決定内容です～

特別区民税・都民税・森林環境税の計算の考え方

収入 - 必要経費※1 ⇒ 合計所得金額★ ⇒ ア 総所得金額等☆ - イ 所得控除額 ⇒ ウ 課税標準額① (千円未満切捨て) × エ 税率※2 ⇒ オ 算出所得割額②・③ - カ 税額控除額④～⑦ (住宅ローン控除等) ⇒ キ 配当割・株式等譲渡所得割額控除額⑩ ⇒ ク 差引所得割額⑪ + ケ 均等割額⑫ + コ 森林環境税額⑭ = サ 年税額⑮

※1 給与収入の場合は、給与所得控除額を差し引きます。公的年金等収入の場合は、公的年金等控除額を差し引きます。
(納税通知書の裏面「3. 所得金額」をご覧ください。)

※2 申告分離課税分は、給与等の他の所得と区分し、分離課税用の税率で計算します。

★合計所得金額…損益通算(注)後の各所得金額の合計額をいいます。
ただし
・申告分離課税所得は、特別控除を差し引く前の所得金額
・総合長期譲渡所得と一時所得は、合計額の2分の1の金額
・損失の繰越控除を差し引く前の金額で計算します。
(注) 損益通算とは、不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の金額の計算上生じた損失について、一定の順序により他の所得金額から控除することです。

☆総所得金額等…合計所得金額から、繰り越すことが認められている前年度以前の損失額を差し引いた金額

ア 所得金額
収入金額から必要経費を差し引いた金額
※上記記載の「特別区民税・都民税・森林環境税の計算の考え方」を併せてご覧ください。

エ 税率
特別区民税＝6％、都民税＝4％
※上記は総所得、山林・退職所得に対する税率です。
分離課税の所得の税率は納税通知書の裏面「5. 税率」をご覧ください。

カ キ 税額控除額(④～⑦) 納税通知書の裏面6をご覧ください。
配当割・株式等譲渡所得割額控除額(⑩) 納税通知書の裏面「6. 税額控除額」をご覧ください。

ケ 均等割額(⑫)
賦課期日の前年中に一定額以上の合計所得金額がある場合、一律に4,000円が課税されます。
・特別区民税3,000円・都民税1,000円

キ 配当割・株式等譲渡所得割額(⑩)
充当・還付になる配当割・株式等譲渡所得割額は、⑮の年税額に充当し、充当しきれない金額がある場合は、後日、納税課より還付(充当)通知をお送りします。

イ 所得控除の種類	
雑損控除	災害や盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合や、災害に関連してやむを得ない支出をした場合
医療費控除	納税者本人や生計を一にする親族の医療費または、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合
社会保険料控除	健康保険料、年金保険料、介護保険料、雇用保険料などの社会保険料等を支払った場合
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済や確定拠出年金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合
生命保険料控除	一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合
地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料を支払った場合
障害者控除	納税者本人、同一生計配偶者または扶養する親族(16歳未満を含む)が障害者である場合
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、配偶者と離別・死別された後、婚姻・事実婚されていない女性、または配偶者の生死が不明な女性 ※適用には条件があります。詳細は納税通知書裏面をご覧ください。
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下で、婚姻歴にかかわらずひとり親で子を扶養している方(婚姻または事実婚をしていないこと)
勤労学生控除	納税者本人が学生などで給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下で、そのうち勤労によらない所得金額(不動産所得など)が10万円以下の場合
配偶者控除	納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合
配偶者特別控除	納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超～133万円以下の場合
扶養控除	納税者本人と生計を一にする親族(配偶者を除く)の合計所得金額が48万円以下の場合 ※年齢16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象にはなりませんが、住民税の非課税判定においては算定の対象となります。また、児童関連手当等の各種福祉サービス等で年齢16歳未満の扶養親族の申告をしていることが必要となる場合があります。
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の方

◇控除金額については、納税通知書の裏面4をご覧ください。令和5年度以前の控除金額については、区ホームページをご確認ください。
◇「同一生計配偶者」：納税者本人と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の配偶者。 ※同一生計配偶者の有無は、通知書に記載されていません。

あなたの税額を次のとおり変更(決定)しましたので、地方税法第41条、第319条、第319条の2、第321条の2第1項、第321条の7の5及び第321条の7の8の規定により通知します。

変更事由

変更前	変更後	増減
給与収入		
給与所得		
雑所得(年金等)		
事業所得(営業等・農業)		
不動産所得		
利子所得		
配当所得		
譲渡一時所得		
総所得		

特別区民税・都民税・森林環境税 税額変更(決定)納税通知書

お問い合わせの際は上記の赤枠内の整理番号をお知らせください。

賦課期日氏名

賦課期日住所

整理番号

口産情報 金額欄名 支店名

※定額減税の適用を受ける方は、さらに定額減税額を差し引きます。

④ 森林環境税額

変更前

変更後

⑤ 年税額 (⑪+⑫+⑭)

変更前

変更後

⑥ 給与分特別徴収税額 (給与差引分)

変更前

変更後

⑦ 年金分特別徴収税額 (公的年金差引分)⑧+⑨

変更前

変更後

⑩ 差引普通徴収税額 (⑥-⑦-⑧)

変更前

変更後

○この通知書は大切に保管してください。

お問い合わせの際は、ここに印字されている「整理番号」をお知らせください。

賦課期日（課税対象の年度【＝相当年度】の1月1日時点）の氏名・住所が印字されます。
※住民税は、相当年度の1月1日の住所地の区市町村で課税されます。

実際に賦課決定を行った年度（＝賦課年度）です。

課税対象の年度（＝相当年度）です。
ここに記載されている年度の住民税が変更・決定されました。
※2019年度の表示については、「平成31年度」と表記しています。

森林環境税額

サ 年税額
※令和6年度相当分は定額減税適用後の金額

給与から差し引かれる住民税額です。

公的年金から差し引かれる住民税額です。

個人納付分の住民税額です。